

生活環境保全目標

生活環境保全目標は、府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、「2030 大阪府環境総合計画」に位置付けており、府は目標の達成、維持に取り組むこととしています。また、本目標の目標値のうち、環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いています。

なお、専門家による検討結果など新たな知見が得られたときは、それを踏まえ、必要な改訂を行います。

1 大気汚染

項目	目標値	対象地域
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	府内全域 ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること※、また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること	
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること	
ダイオキシン類	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること	
悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度	府内全域

(注) 1 二酸化窒素、微小粒子状物質（1日平均値に係る目標値）に係る評価は、年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（1日平均値の年間98%値）で行う。

2 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素に係る評価は以下の方法による。

- ・短期的評価は、連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。
- ・長期的評価は、年間における1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価を行う。

ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱はしない。

※ 光化学オキシダントについては、当面の間、1時間値0.12ppm（注意報発令レベル）未満の達成をめざす。

2 水質汚濁

(1) 健康項目（河川、海域、湖沼等）

①

項目	目標値	対象水域
カドミウム	0.003 mg/L 以下	全公共用水域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L 以下	
六価クロム	0.02 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	
総水銀	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	
ふっ素	0.8 mg/L 以下	
ほう素	1 mg/L 以下	
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	

(注) 1 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって目標達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は(注)4のとおり。

2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値が0.0005 mg/Lを超える検体数が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする(昭和49年12月23日付け環水管第182号)。

(2) 生活環境項目
ア 河川

①

項目		類型	AA	A	B	C	D	E
		利用目的の適応性	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級 環境保全
目標値	水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 mg/L 以下	2 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下
	浮遊物質 (SS)	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	50 mg/L 以下	100mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
	溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	2 mg/L 以上	2 mg/L 以上	2 mg/L 以上
	大腸菌数	20CFU /100mL 以下	300CFU /100mL 以下	1,000CFU /100mL 以下	—	—	—	—
対象水域等		対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする						

- (注) 1 目標値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/L以上とする。
- 3 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 6 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 7 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 8 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 9 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 10 環境保全：府民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

②

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	目標値			対象水域等
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物Aまたは生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

(注) 目標値は、年間平均値とする。

イ 海域

①

項目 類型		A	B	C
		水産1級 自然環境保全 及びB以下の欄に 掲げるもの	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	環境保全
目標値	水素イオン濃度 (pH)	7.8 以上 8.3 以下	7.8 以上 8.3 以下	7.0 以上 8.3 以下
	化学的酸素要求量 (COD)	2 mg/L 以下	3 mg/L 以下	8 mg/L 以下
	溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	2 mg/L 以上
	大腸菌数	20CFU/100mL 以下	—	—
	ノルマルヘキサン 抽出物質(油分等)	検出されないこと	検出されないこと	—
対象水域等		対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする		

- (注) 1 目標値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする。
- 2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
- 3 水産1級及び水産2級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 4 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 5 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 6 環境保全：府民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

②

項目 類型	利用目的の適応性	目標値		対象水域等
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする
Ⅱ	水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	

- (注) 1 目標値は、年間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 4 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

③

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	目標値			対象水域等
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	

(注) 目標値は、年間平均値とする。

④

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	目標値	対象水域等
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	

- (注) 1 目標値は、日間平均値とする。
 2 底層溶存酸素量については、国において環境基準の達成状況の評価方法が定まっておらず、環境基準点も検討中であることから、当面の間は、対象水域内の生活環境項目（COD等5項目）の環境基準点の各地点において確認する。

(別表) 対象水域及びその水域が該当する水域類型

区分	河川水域名	範囲	該当類型		
			BOD等	水生生物保全	
淀川水域	淀川下流(1)	(宇治川合流点から長柄橋まで)	B	生物B	
	淀川下流(2)	(長柄橋より下流)	C	生物B	
	船橋川	(全域)	B	生物B	
	穂谷川	(全域)	B	生物B	
	檜尾川	(全域)	A	生物B	
	天野川	(奈良県界より下流)	B	生物B	
	芥川(1)	(京都府界から脇塚橋まで)	AA	生物A	
	芥川(2)	(脇塚橋より下流)	A	生物B	
	水瀬川	(全域)	A	生物A	
	猪名川水域	神崎川	(安威川、猪名川を除く神崎川)	B	生物B
天竺川		(全域)	B	生物B	
安威川上流		(安威川ダム流出端より上流)	A	生物A	
安威川下流(1)		(安威川ダム流出端から茨木川合流点まで)	A	生物A	
安威川下流(2)		(茨木川合流点から大正川合流点まで)	A	生物B	
安威川下流(3)		(大正川合流点より下流)	B	生物B	
佐保川及び茨木川		(全域)	A	生物B	
大正川		(全域)	A	生物B	
勝尾寺川		(全域)	A	生物B	
猪名川上流		(箕面川合流点より上流)	A	生物B	
猪名川下流(2)		(藻川分岐点から藻川合流点まで)	D	生物B	
箕面川(1)		(箕面市取水口より上流)	AA	生物A	
箕面川(2)		(箕面市取水口から兵庫県界まで)	A	生物B	
余野川		(全域)	A	生物A	
千里川		(全域)	A	生物B	
田尻川		(兵庫県界より上流)	A	生物A	
一庫・大路次川		(京都府界から兵庫県界まで)	A	生物A	
山辺川		(全域)	A	生物A	
寝屋川水域		寝屋川(1)	(住道大橋より上流)	B	生物B
		寝屋川(2)	(住道大橋より下流)	C	生物B
	恩智川	(全域)	C	生物B	
	古川	(全域)	C	生物B	
	第二寝屋川	(全域)	D	—	
	平野川分水路	(全域)	C	生物B	
	平野川	(全域)	C	生物B	
大阪市内河川	大川	(大川全域及び城北川全域)	B	生物B	
	堂島川	(全域)	B	生物B	
	土佐堀川	(全域)	B	生物B	
	道頓堀川	(全域)	B	生物B	
	正連寺川	(全域)	B	生物B	
	六軒家川	(全域)	B	生物B	
	安治川	(全域)	B	生物B	
	尻無川	(全域)	B	生物B	
	木津川	(全域)	B	生物B	
	木津川運河	(全域)	B	生物B	
	住吉川	(全域)	B	生物B	
	東横堀川	(全域)	B	生物B	

区分	河川水域名	範囲	該当類型	
			BOD等	水生生物保全
大和川水域	石川	(全域)	A	生物B
	千早川	(全域)	A	生物B
	天見川	(全域)	A	生物B
	石見川	(全域)	AA	生物A
	飛鳥川	(全域)	C	生物B
	梅川	(全域)	A	生物B
	佐備川	(全域)	B	生物B
	大和川中流	(桜井市初瀬取入口から浅香山まで)	C	生物B
	大和川下流	(浅香山より下流)	D	生物B
	東除川	(全域)	C	生物B
泉州諸河川	西除川(1)	(狭山池流出端より上流)	B	生物B
	西除川(2)	(狭山池流出端より下流)	C	生物B
	石津川	(全域)	B	生物B
	和田川	(全域)	B	生物B
	大津川上流	(泉大津市高津取水口より上流)	B	生物B
	大津川下流	(泉大津市高津取水口より下流)	C	生物B
	牛滝川	(全域)	A	生物B
	松尾川	(全域)	B	生物B
	横尾川	(全域)	B	生物B
	父鬼川	(全域)	A	生物B
大和川	春木川	(全域)	C	生物B
	津田川	(全域)	D	—
	近木川上流	(稲谷川合流点より上流)	B	生物B
	近木川下流	(稲谷川合流点より下流)	D	—
	見出川	(全域)	D	—
	佐野川	(全域)	D	—
	榎井川上流	(兎田橋より上流)	B	生物B
	榎井川下流	(兎田橋より下流)	C	生物B
	男里川	(全域)	A	生物B
	金熊寺川	(全域)	A	生物B
大和川	兎砥川	(全域)	A	生物B
	山中川	(全域)	A	生物B
	番川	(全域)	A	生物B
	大川	(全域)	A	生物B
	東川	(全域)	A	生物B
	西川	(全域)	A	生物B

(注) 「—」は類型指定がされていないことを表す
令和5年1月20日改定

(別表つづき)

○海域

・COD等5項目

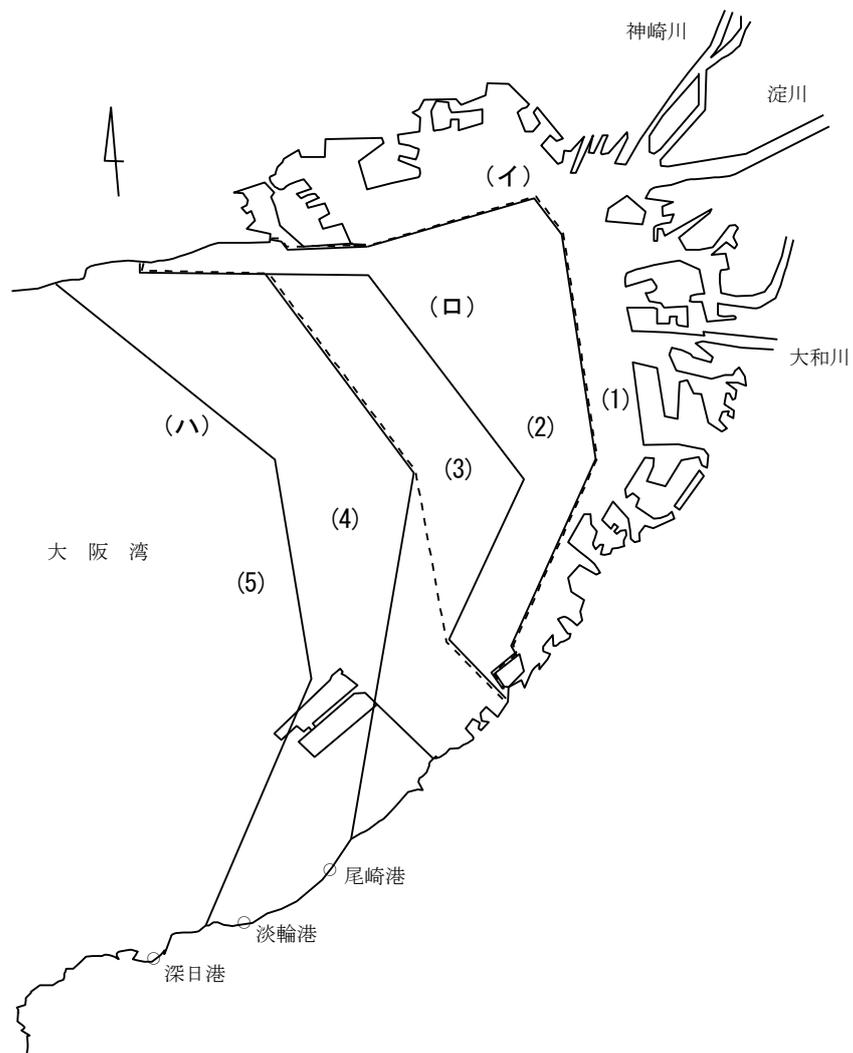
水域類型指定	
水域	該当類型
大阪湾(1)	C
大阪湾(2)	B
大阪湾(3)	A
大阪湾(4)	A
大阪湾(5)	A
尾崎港	C
淡輪港	C
深日港	C

・全窒素、全りん

水域類型指定	
水域	該当類型
大阪湾(イ)	IV
大阪湾(ロ)	III
大阪湾(ハ)	II

(注) 尾崎港、淡輪港及び深日港の区域は、
いずれも防波堤の先端を結ぶ線で囲
まれた海域をいう。

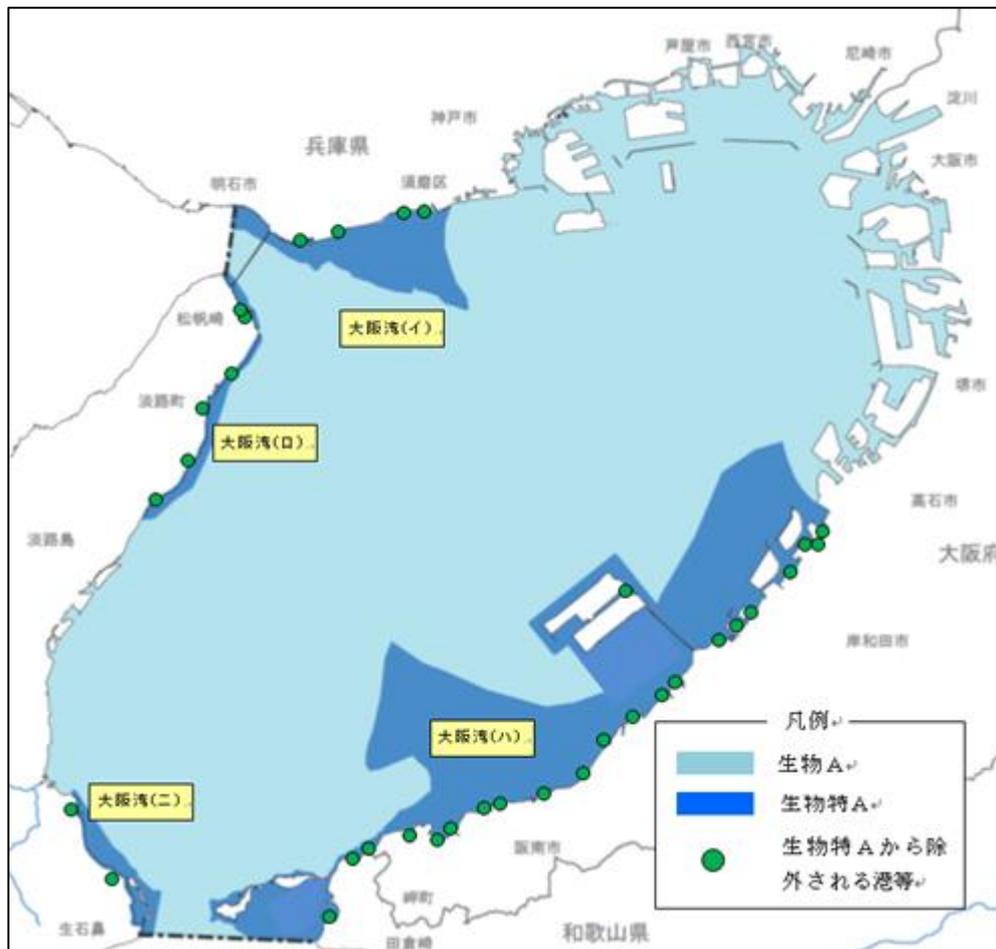
大阪湾水域類型



(注) ----- は全窒素、全磷に係る水質環境基準の水域を表す。

・全亜鉛等3項目

水域類型指定	
水域	該当類型
大阪湾(全域。ただし、大阪湾(イ)～(ニ)に係る部分を除く。)	生物A
大阪湾(イ)	生物特A
大阪湾(ロ)	生物特A
大阪湾(ハ)	生物特A
大阪湾(ニ)	生物特A



・底層溶存酸素量

水域類型指定	
水域	該当類型
大阪湾奥部	生物3



(3) 底質

ア 河川

項目	生活環境保全目標	対象水域
PCB	10 mg/kg	全公共用水域
水銀	25 mg/kg	
ダイオキシン類	150 pg-TEQ/g	

イ 海域

項目	生活環境保全目標	対象水域
PCB	10 mg/kg	全公共用水域
水銀	「底質の暫定除去基準について」(昭和50年10月28日環水管第119号水質保全局長通知)に定める基準に該当しないこと	
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g	

3 地盤環境

① 地盤沈下

項目	生活環境保全目標	対象地域
地盤高	地盤沈下を進行させない	府内全域

② 地下水質

項目	目標値	対象地域
カドミウム	0.003 mg/L 以下	府内全域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L 以下	
六価クロム	0.02 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	
総水銀	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	
ふっ素	0.8 mg/L 以下	
ほう素	1 mg/L 以下	
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L 以下	

(注) 1 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって目標達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は（注）3のとおり。

2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

3 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値が 0.0005 mg/L を超える検体数が調査対象検体の 37%以上である場合を不適とする（昭和49年12月23日付け環水管第182号）。

③ 土壌汚染

項目	目標値	対象地域
カドミウム	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地において米 1 kg につき 0.4 mg 未満であること	府内全域
全シアン	検液中に検出されないこと	
有機りん	検液中に検出されないこと	
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること	
砒素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること	
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	
P C B	検液中に検出されないこと	
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること	
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること	
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること	
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること	
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること	
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること	
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること	
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること	
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること	
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること	
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること	
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること	
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること	
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること	
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること	
1, 4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること	
ダイオキシン類	土壌 1 g につき 1,000pg-TEQ 以下であること	

(注) 1 検液とは土壌（重量）の 10 倍の水（容量）で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。

2 汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び廃棄物の埋立地その他の場所であって外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

4 騒音・振動

① 環境騒音

ア 一般地域

地域の類型	目標値		対象地域
	昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	富田林市大字甘南備 大阪府立こんごう福祉センターの敷地
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。）
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）

イ 道路に面する地域

地域の区分	目標値	
	昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の目標値の欄に掲げるとおりとする。

目標値	
昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

注 (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

① 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあつては、4車線以上の区間に限る。）

② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

② 航空機騒音

地域の類型	目標値	対象地域
I	57 デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域。 ただし、次に掲げる地域を除く。 1 関西国際空港及び八尾空港の敷地 2 国土利用計画法第9条の規定により定められた森林地域であつて、かつ、都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域以外の地域である地域
II	62 デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。

③ 新幹線鉄道騒音

地域の類型	目標値	対象地域
I	70 デシベル以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
II	75 デシベル以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注)「地域類型の当てはめをする地域」とは、大阪市及び吹田市の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ300メートル以内の地域並びに摂津市、高槻市、茨木市及び島本町の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ400メートル以内の地域(河川敷を除き、橋りょうに係る部分については別途図面で表示する地域を含む。)をいう。

④ 鉄軌道騒音、建設作業騒音、その他の飛行場騒音、振動、低周波音

項目	目標値	対象地域
鉄軌道騒音 (新幹線鉄道を除く)	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域
建設作業騒音		
その他の飛行場騒音*		
振動		
低周波音		

※ 航空機騒音に係る環境基準の適用を受けない飛行場騒音を対象とする。